

入札監理小委員会の審議結果報告

- ①サプライチェーン排出量等の算定基盤整備事業等委託業務
②脱炭素経営に係る普及啓発及び中小企業等の中長期排出削減目標設定等委託業務

環境省の①サプライチェーン排出量等の算定基盤整備事業等委託業務、②脱炭素経営に係る普及啓発及び中小企業等の中長期排出削減目標設定等委託業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○ 事業概要及び事業の目的

第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択されたパリ協定を契機に、自社の温室効果ガス排出量のみならず事業に関連する他社の排出も含めたサプライチェーン全体での排出量削減¹取組の動きが進んでいるところ、日本国内企業による SBT²や RE100³等の排出量削減取組を、個社別コンサルテーションやネットワークの運営、ガイドラインの整備などを通じて促進するものである。

○ 事業期間

①及び②の事業は、いずれも事業期間は約 1 年間（令和 2 年度）であり、市場化テスト 2 期目である。

(2) 選定の経緯

1 者応札が継続しており競争性に課題が認められる事業として、公共サービス改革基本方針（平成 30 年 7 月 10 日閣議決定）別表において、新規事業として選定された。

2. 前回の実施要項審議を踏まえた対応について

○ 事業実施における役割分担の明確化

環境省の役割と受託者の役割が不明確であり、受託者に対して業務を丸投げしていると受け取られかねないのご指摘を踏まえ、本実施要項においても、環境省の責任の下で受託者は業務支援を行うことをより一層明確化するとともに、ガイドライン、説明資料等の作成については、基本となる資料等に基づきその改訂・更新等を行うものであることを明確化した。

○ 業務変遷の整理（要項①・②別紙 4 の 6）

¹ 原料調達・製造・物流・販売・廃棄等、一連の流れ全体から発生する温室効果ガス排出量

² 「科学と整合した目標設定」。産業革命時期比の気温上昇を「2℃未満」にするために、気候科学（IPCC）に整合した目標を設定している企業を認定する取組

³ 「再エネ 100%宣言」。2014 年に結成した「事業運営を 100%再生可能エネルギーで調達すること」を目指す企業連合

業務内容が多岐にわたっており、また年度ごとに業務内容の変動があるため、年度ごとに業務内容の変遷を明確化するようにとのご指摘を踏まえ、本実施要項においても、年度ごとの業務変遷表を作成し、それぞれの業務に係る費用もあわせて開示することとした。

3. 本事業の実施に際して行った取組について

○ 情報開示の充実（要項①・②別紙4）

従前の事業内容の情報について、上記2の業務変遷表に加えて、従来の実施に要した経費、人員、施設・設備、実施方法等の詳細な情報を新たに開示することにより、新規事業者の参入を促進する。

○ ヒアリングを受けての対応

事業者に対するヒアリングを通じた課題に対応するため、下記のとおり行うこととする。

・ 業務内容について

ヒアリングにおいて、資料作成方法が細かく規定されており柔軟性に乏しく取り組みにくいこと、業務的に必要な人員の確保が困難であることなどの課題が認められたことから、資料作成に関するひな形を削除して様式を緩和し、また、過年度の実施状況から特に多くの人員を要する業務について作業の平準化を図った。

・ 入札スケジュールについて（要項①・②4（1））

他業務との兼ね合いなどから本事業の応札を見送るなどの課題が認められたことから、入札スケジュールを前倒しして、十分な準備期間を設けることとした。

【公告から提案書提出までの期間】

約1か月間（従前事業） ⇒ 約1か月半に延長

○ 関係団体への周知

入札公告に際し、関係団体に対し、本事業を周知・広報することにより、新規事業者の参入を促進することとしている。

4 実施要項（案）の審議結果について

従来の実施状況に関する情報の開示について、従前の事業について包括的に記載されており、本事業との関連性が不明確であるとの指摘を踏まえ、平成30年度に実施した事業内容のうち、本事業でも行う事業についてのみ切り出して記載した（要項①・②別紙4）。

5 パブリックコメントの対応について

令和元年11月18日（月）から同月27日（水）までパブリックコメントを実施した結果、25件の意見（要項①：7件、要項②：18件）があったところ、修辭的な修正等に関する意見であり、それらを踏まえ、形式的な修正等を行っている。